

■令和8年度 NPO・ボランティア団体が利用可能な支援施策一覧

(令和8年4月1日現在)

＜こども＞			
名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
<p>●子どもの夢応援事業 子どもたちが自主的に企画・実施するユニークで夢のある行事や活動を支援するため、活動経費の一部を助成します。</p>	<p>対象 小学校区単位または中学校区単位で活動している団体等で、地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体又は地域の子ども団体</p> <p>対象となる事業 地域の子どもを対象とし、子どもたちが企画、実施するなど主体的に関わるユニークで夢のある取り組みで、子どもを育む活動の活性化が期待できる事業</p>	<p>助成額 補助対象経費の2/3以内で、6万円を限度</p> <p>※詳細は、各区担当課へお問い合わせください。</p>	<p>東区生涯学習推進課 TEL：645-1121 FAX：645-1042</p> <p>博多区地域支援課 TEL：419-1043 FAX：434-0053</p> <p>中央区企画振興課 TEL：718-1055 FAX：714-2141</p> <p>南区企画振興課 TEL：559-5064 FAX：559-5014</p> <p>城南区企画振興課 TEL：833-4054 FAX：844-1204</p> <p>早良区地域支援課 TEL：833-4403 FAX：851-2680</p> <p>西区企画振興課 TEL：895-7033 FAX：885-0467</p>
<p>●遊びの達人派遣事業 地域の子どもの健全育成を推進する団体が開催する活動に遊びの達人を派遣します。</p>	<p>対象 小学校区単位または中学校区単位で活動している団体等で、子どもの健全育成を目的に活動している団体</p> <p>対象となる活動 ・地域の子どもたちを対象にした子どもの集団遊びの促進を図る活動など ・遊びを通して大人と子どもとのふれあいを促進するための活動など</p>	<p>支援内容 地域の子どもたちを対象にした活動に、登録されている遊びの指導者を市が派遣</p> <p>(1)分野 レクリエーション、野外活動・キャンプ、スポーツ・ニュースポーツ、自然体験活動、伝承遊びなど</p> <p>(2)費用負担 指導者への謝金は市が負担します。</p> <p>※詳細は、各区担当課へお問い合わせください。</p>	<p>東区生涯学習推進課 TEL：645-1121 FAX：645-1042</p> <p>博多区地域支援課 TEL：419-1043 FAX：434-0053</p> <p>中央区企画振興課 TEL：718-1055 FAX：714-2141</p> <p>南区企画振興課 TEL：559-5064 FAX：559-5014</p> <p>城南区企画振興課 TEL：833-4054 FAX：844-1204</p> <p>早良区地域支援課 TEL：833-4403 FAX：851-2680</p> <p>西区企画振興課 TEL：895-7033 FAX：885-0467</p>

<p>●研修講師派遣事業 地域の子どもの健全育成を推進する団体が開催する研修会等に講師を派遣します。</p>	<p>対象 小学校区単位または中学校区単位で活動している団体等で、子どもの健全育成を目的に活動している団体</p> <p>対象となる研修 ・地域全体で子どもを育むという意識を高めることをねらいとした研修会や子どもリーダー、ジュニアリーダー研修会など</p> <p>・地域の育成団体の活動の充実、活性化をねらいとした子どもリーダー、ジュニアリーダー研修会など</p>	<p>支援内容 地域団体が開催する研修会に、登録されている講師を市が派遣 (1)分野 家庭教育、子どもの権利、スポーツ・レクリエーション、文化活動、安全・安心、人材育成、社会的課題など (2)費用負担 講師への謝金は市が負担します。</p> <p>※詳細は、各区担当課へお問い合わせください。</p>	<p>東区生涯学習推進課 TEL：645-1121 FAX：645-1042 博多区地域支援課 TEL：419-1043 FAX：434-0053 中央区企画振興課 TEL：718-1055 FAX：714-2141 南区企画振興課 TEL：559-5064 FAX：559-5014 城南区企画振興課 TEL：833-4054 FAX：844-1204 早良区地域支援課 TEL：833-4403 FAX：851-2680 西区企画振興課 TEL：895-7033 FAX：885-0467</p>
<p>●中高生の居場所づくり事業 地域において、中高生を中心とした若者の居場所づくりを実践している団体や新たに開設する団体に対し、事業費を助成します。</p>	<p>対象 ・福岡市内で中高生を中心とした若者が利用者である居場所づくりを実施する団体 ・居場所は月1回以上、1回あたり概ね3時間以上開設すること ・居場所開設時間中は常駐できる責任者1名及び活動補助等を行うスタッフ1名以上を配置すること ・その他要件あり、詳細はお問い合わせください。</p>	<p>補助対象経費 若者の居場所の開設及び事業実施に要する経費</p> <p>補助額 賃借料・会場借上料の有無及び開設頻度に応じ、年間3.6万円から50万円まで</p> <p>補助期間 居場所を開設中の団体 ：原則3年間 居場所を新たに開設する団体 ：原則4年間 ※一定の要件を満たしている場合は、上記期間が終了した後も、新たに補助金の交付申請可能</p>	<p>こども未来局こども健全育成課 TEL：711-4188 FAX：733-5534</p>
<p>●子ども・若者活躍の場プロジェクト 社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者の立ち直り支援や、就労に向けた一歩を踏み出す機会の創出のため、支援団体等と共働で若者に農作業等を体験する場を提供する事業です。</p>	<p>対象 福岡市内において、困難な状況にある子ども・若者を支援しており、農園等の活動に責任を持って参加することができる団体。 ※農作業のノウハウは専門家が指導します。</p>	<p>事業内容 支援している若者と一緒に活動に参加してください。 ・農園での活動(作付け・お手入れ・収穫)等 ・収穫した農作物の加工製造、販売会等 ・月に1回参加する支援団体等との情報共有(支援者のみ)</p>	<p>こども未来局こども健全育成課 TEL：711-4188 FAX：733-5534</p>
<p>●障がい児地域交流支援事業 障がい児と地域の子どものための交流を促進するための催し等を実施する地域等の団体に事業費の一部を助成します。</p>	<p>対象 障がい児と地域の子どものための交流事業を行う地域団体等</p>	<p>助成対象事業 障がい児と地域の子どものための交流を促進するための催し等</p> <p>助成額 1団体につき上限10万円 ※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>こども未来局こども発達支援課 TEL：711-4178 FAX：733-5718</p>

<p>●家庭の教育カパワーアップ事業 子どもの基本的な生活習慣の確立や子どもとの接し方など家庭教育の重要性についての理解を深める学習活動及び親子での体験活動を助成します。</p>	<p>助成対象グループ 保護者や地域ボランティアで構成され、かつ会員は、原則として福岡市内に居住する10人以上の小・中学生の保護者を中心としている地域グループ</p>	<p>助成対象事業 ①家庭教育に関する学習会 ②学習の成果を活かした、親子でのコミュニケーション等を促進するための体験活動</p> <p>助成額 助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額</p> <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>福岡市地域の教育力育成・支援協議会事務局 (教育委員会人権・同和教育課内) TEL: 711-4645 FAX: 733-5538</p>
<p>●子どもの食と居場所づくり支援事業 子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援などの居場所づくり(いわゆる子ども食堂)を行う団体の活動経費の一部を補助します。</p>	<p>対象 地域団体やNPO、ボランティア団体等 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>補助対象事業 ①食事の提供と居場所づくり活動②フードパントリー(食料等の無料配布)</p> <p>補助対象経費 備品や調理器具、食材などの購入費、運搬にかかる交通費、外部ボランティアへの謝礼金など</p> <p>補助額 ○補助対象経費の2/3を補助 【年間上限額】 ・開設費: 10万円 ・運営費: 15~60万円(※) ・学習支援費: 3~12万円(※) ※開催頻度に応じて異なる。 ○学校の長期休業中開催に対する加算 対象月(3・4・7・8・12・1月)における、月間5回以上かつ長期休業中の開催経費に対して補助率10/10で加算 【1回あたりの上限額】 ・運営費: 12,500円 ・学習支援費: 2,500円 詳しくは、市ホームページをご覧ください。 https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/4048/</p>	<p><各区社協事務所> 東区社協事務所 TEL: 643-8922 FAX: 643-8923 博多区社協事務所 TEL: 436-3651 FAX: 436-3652 中央区社協事務所 TEL: 737-6280 FAX: 737-6285 南区社協事務所 TEL: 554-1039 FAX: 557-4068 城南区社協事務所 TEL: 832-6427 FAX: 832-6428 早良区社協事務所 TEL: 832-7383 FAX: 832-7382 西区社協事務所 TEL: 895-3110 FAX: 895-3109</p> <p>福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL: 713-0777 FAX: 713-0778</p>
<p>●地域学び場応援事業 家庭学習の習慣化や学習意欲の向上をめざし、小・中学生を対象として実施される放課後等の学習活動を助成します。</p>	<p>助成対象グループ 原則として福岡市内に居住する小・中学生の保護者を中心とし、地域ボランティアを含めた10人以上の会員で構成されている地域グループ</p>	<p>助成対象事業 小・中学生の放課後等補充学習会</p> <p>助成額 助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額</p> <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>福岡市地域の教育力育成・支援協議会事務局 (教育委員会人権・同和教育課内) TEL: 711-4645 FAX: 733-5538</p>
<p>●歳末たすけあい募金配分事業「子育て支援事業」</p>	<p>対象 市内の育児サークルや子育てサロン等(当該事業年度12月1日現在、発足後1年以上を経過し、月1回以上の活動実績がある団体)</p>	<p>支援内容 ○歳末時期(12月1日~1月31日)に行われる交流会や学習会等の交流を目的とした活動の経費の一部を助成</p> <p>※詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL: 791-6339 FAX: 713-0778</p>

＜緑化・公園＞			
名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
●緑のコーディネーター制度 花や緑に関する知識や技術を有し、市民の緑化活動のリーダーとなる人を市長が認定し、得意分野ごとに登録し、公民館等へ派遣を行います。	対象 公民館、地域団体等	支援内容 地域における花や緑に関する講習会 地域における花や緑に関する活動の指導 等 派遣先 公民館、地域団体等 ※費用は、派遣を希望する団体が負担。 ※詳しくはホームページをご覧ください。 https://www.midorimachi.jp/	(公財)福岡市緑のまちづくり協会 みどり課 TEL : 260-8816 FAX : 401-1384
●緑の活動支援事業 市民等により結成された団体が、自主的に取り組む公共用地における緑化活動のための費用を助成します。	対象 (1)地域の森づくり ①緑の保全・管理 市内の公共用地である樹林地等の保全管理(間伐、剪定、除草など)や再生(植樹)を行う活動で、認定区域面積が300㎡以上のもの ②まちなか緑づくり 市内の市街地内の公共用地に植樹を行う活動で、認定区域面積が150㎡以上のもの (2)地域の花づくり 市内にある公共用地において花壇づくり等を行う活動で、花壇面積が10㎡以上のもの 要件 ・活動場所が公共用地であり所有者または管理者の許可等を得ていること ・組織、事業計画、収支予算が整っており、5年以上の活動継続ができること ・営利を目的とした団体でないこと	助成額 (1)地域の森づくり活動 ・認定後3年間 年間 上限20万円 ・認定後4年目以降 年間 上限10万円 (2)地域の花づくり活動 ・認定後5年間 年間 1㎡あたり2,000円 上限20万円 ・認定後6年目以降 年間 1㎡あたり1,000円 上限10万円 ※詳しくはホームページをご覧ください。 http://www.midorimachi.jp/	(公財)福岡市緑のまちづくり協会 みどり課 TEL : 260-8816 FAX : 401-1384
●一人一花運動 花と緑を育て、彩りや潤いのあるまちを目指し、街路上での花壇づくりを希望する団体と管理協定を締結し、活動場所の提供(植栽帯、フラワーポット)等を行います。	対象 事業の趣旨に賛同し、活動を申請する範囲の管理に見合う活動能力をもった市民団体・企業等	支援内容 市民団体等と管理協定を締結し、植樹帯の使用許可またはフラワーポットの貸し出し、管理看板の支給、緑化に関する情報提供等を行う。	住宅都市みどり局一人一花推進課 TEL : 711-4424 FAX : 733-5590
●コミュニティパーク事業 地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営により、地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化を目指します。	対象 町内会、自治会等の地域団体	支援内容 地域独自の公園利用ルールづくり等に向けたワークショップにアドバイザーを派遣する等、地域の話し合いの支援を行います。	住宅都市みどり局みどり活用課 TEL : 711-4367 FAX : 733-5590

<p>●市民団体水道水源かん養等活動助成金 水源かん養機能向上等のために市民団体が実施する水源林の保全活動や水源地域住民との交流活動等に対し、経費の一部を助成します。</p>	<p>対象となる活動 ○福岡市関連の水源地域での枝打ち、植樹、下草刈り等の森林保全活動 ○水源地域の住民とともに行う、たけのこ掘り、野菜収穫、田植え等の交流活動 ○水源地域との交流等に関する講演会、シンポジウム等の開催（ただし、市内に限る）</p> <p>対象となる団体 福岡市内に居住又は通勤もしくは通学する者で構成する概ね20名以上となる市民団体</p> <p>対象となる経費 バス借上料、有料道路通行料、傷害保険料、苗木代、会場借上料、指導者礼金等</p>	<p>助成金の額 森林保全活動は、対象経費の3分の2以内の額 森林保全活動以外は、対象経費の2分の1以内の額 ※千円未満切り捨て ※1市民団体について、1年度30万円を限度とする</p> <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>水道局流域連携課 TEL：483-3194 FAX：483-3252</p>
<p>●里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保安全管理や森林資源を活用するための活動に対して支援します。</p>	<p>対象となる団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織要件 構成員3名以上 ・土地要件 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林 ・活動要件 <ul style="list-style-type: none"> ①3年間の計画策定 ②モニタリング調査の実施 ③安全講習の実施 	<p>対象活動・経費及び交付単価 (1)活動組織が行う以下の活動に要する経費 地域活動型（森林資源活用） 1ha当たり 120,000円（初年度）、116,000円（2年目）、112,000円（3年目）等 (2)資機材・施設の整備等に要する経費 購入額の1/2以内（一部の資機材は1/3以内）</p>	<p>里山林活性化による多面的機能発揮対策地域協議会（事務局：福岡県森林組合連合会） TEL：712-2171 FAX：721-9676</p>

＜環境・衛生＞			
名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
<p>●福岡市保健環境学習室 まもる一む福岡 市民団体やNPO法人等へ、活動スペースを提供します。</p>	<p>対象団体 環境保全や保健衛生の活動を行う市民団体、NPO法人等</p> <p>対象事業 環境保全や保健衛生に関する活動</p>	<p>支援内容 (1)団体が情報交換するための交流会の開催や、活動の発表の場を提供します。 (2)団体等が主催するイベント等について、フェイスブックを活用して広報します。 (3)団体等が主催する会議・イベント・活動展示等の場所として施設の一部を無料で貸し出します。</p>	<p>福岡市保健環境学習室 まもる一む福岡 TEL：831-0669 FAX：831-0726</p>
<p>●西部3Rステーション及び臨海3Rステーション 市民団体やNPO法人等へ、活動スペースを提供します。</p>	<p>対象団体 環境活動を行う市民団体、NPO法人等</p> <p>対象事業 3Rの推進につながる環境活動 SDGs推進につながる環境活動</p>	<p>支援内容 研修室等を会議・活動等の場所として無料で貸出。 活動や環境イベントの実施に必要な備品等を無料で貸出。</p> <p>※所在地 西部3Rステーション 福岡市西区今宿青木1043-2</p> <p>臨海3Rステーション 福岡市東区箱崎ふ頭4-13-42</p>	<p>西部3Rステーション TEL：882-3190 FAX：882-4580 臨海3Rステーション TEL：642-4641 FAX：642-4598 環境局ごみ減量推進課 TEL：711-4039 FAX：711-4823</p>

<p>●未来へつなげる環境活動支援事業 市民団体やNPO法人等が自ら考えて企画し、自主的に行う環境活動を支援します。</p> <p>申請期間 右欄(1)(2) : R8. 4. 1～R8. 4. 30 右欄(3) : R9. 1. 29 まで随時受付</p>	<p>対象 福岡市内で環境活動を行う市民団体、NPO法人等 ※ただし、申請事業と同じ内容で、本市の他の補助金を受けている事業は対象外</p> <p>対象事業 ・地球温暖化対策 ・ごみ減量、3R ・自然環境保護 ・環境美化 ・環境教育、SDGsの普及啓発 ※市民参加型の事業が対象</p> <p>要件 (1)環境活動支援コースA 7人以上で構成され、活動経験年数が3年以上の市民団体 (2)環境活動支援コースB 3人以上で構成された市民団体 (3)環境イベント支援コース 3人以上で構成された市民団体 ※15人以上の来場者が見込めるイベントが対象 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>事業内容 (1)環境活動支援コースA ・補助率：補助対象経費の4分の3以内 ・上限額：50万円 (2)環境活動支援コースB ・補助率：補助対象経費の4分の3以内 ・上限額：20万円 (3)環境イベント支援コース ・補助率：補助対象経費の5分の4以内 ・上限額：10万円 ※地球温暖化対策・プラスチックごみ減量・森林資源利活用に関するイベントは上限額を12万円に引き上げる。 ※(1)(2)の補助期間は、原則3年間を限度(3)の申請回数は、累計で2回まで</p>	<p>環境局環境政策課 TEL : 733-5381 FAX : 733-5592</p>
<p>●水源地研修施設利用助成(福岡都市圏流域連携基金事業) 福岡都市圏住民の環境学習等の推進を図るため、水源地研修施設の利用に対して助成を行います。</p>	<p>対象施設 たかき清流館(朝倉市佐田) スノーピーク奥日田キャンプフィールド(日田市前津江町)</p> <p>助成対象者 福岡都市圏住民で構成した3名以上の団体</p> <p>助成要件 宿泊や対象施設で実施する体験教室、環境学習に伴う対象施設の食事料金など</p>	<p>助成金額 宿泊 … 1室(区画)あたり5,000円 研修室 … 1時間あたり400円 体験教室 … 1人あたり200円 昼食 … 1人あたり200円 夕食 … 1人あたり300円 ※昼食・夕食の助成は、たかき清流館のみ</p> <p>申請方法等 詳細はお問い合わせください。</p>	<p>福岡都市圏広域行政事業組合事務局 TEL : 733-5004 FAX : 733-5005</p>

<人権>			
名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
●人権問題に関する研修・学習相談	対象 人権問題に関する研修会等を企画している団体等	支援内容 人権問題に関する図書・DVDの貸出	市民局人権啓発センター TEL：717-1237 FAX：724-5162
●共生する地域づくり事業 福岡市人権教育・啓発基本計画に基づく人権課題の当事者等が、課題解決のために行う学習活動や、地域における住民同士が、人権課題の解決をめざし、交流や相互理解を通して行う学習・啓発活動を助成します。	助成対象グループ 原則として福岡市内に居住する10人以上の人権課題の当事者を中心とした会員で構成されている地域グループ	助成対象事業 ①人権問題に関する学習会 ②社会参画に向けた学習会 ③学習の成果の発信による啓発活動 助成額 助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額 ※詳細はお問い合わせください。	福岡市地域の教育力育成・支援協議会事務局 (教育委員会人権・同和教育課内) TEL：711-4645 FAX：733-5538

<男女共同参画>			
名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
●アミカス市民グループ活動支援事業 男女共同参画を推進する市民グループの活動を支援します。	対象 下記のすべてを満たしている市民グループであること ・グループの代表者、所在地、連絡先等が明確であること ・福岡市内を中心に活動していること ・男女共同参画の推進に資する活動をしていること ・企画から実施まで主体的に行うことができる能力を有すること ・企画書に記載の企画と同等の活動実績を有すること(補助金ありのみ) ・特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体でないこと ・組織の運営に関する規則(規約・会則等)があること ・代表者(法人の場合はその役員全員)が暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと	募集区分 補助金なし・補助金あり 募集時期 補助金なし 4月1日～11月30日 補助金あり 4月1日～5月28日 支援内容 補助金の交付(補助金ありのみ)、アミカス会場使用料免除、チラシ用紙・印刷代の免除、広報の支援等	福岡市男女共同参画推進センター・アミカス(市民局事業推進課) TEL：526-3755 FAX：526-3766 ※詳細は、アミカスホームページをご覧ください。

＜福祉＞			
名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
●歳末たすけあい募金配分事業「障がい児者自立支援事業」	対象 市内の障がい児者グループ、その親の会及びボランティアグループ等（当該事業年度12月1日現在、発足後1年以上を経過し、月1回以上の活動実績がある団体）	支援内容 ○歳末時期(12月1日～1月31日)に行われる交流会や学習会等の交流を目的とした活動の経費の一部を助成 ※詳細はお問い合わせ下さい	福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL：791-6339 FAX：713-0778
●施設・団体助成事業	【通常配分】 対象 福岡市に活動拠点を有する社会福祉分野に携わる当事者団体等 要件 ・活動実績が1年以上ある ・法人格を持たない団体又は特定非営利活動法人 ・構成員及び利用者の3分の2以上が福岡都市圏の居住者 ・過去3年間において本事業の配分を受けていない団体並びに過去2年間および当該年度において共同募金の配分を受けていない、受ける予定がない団体	支援内容 ○備品購入(上限25万円) ○新規事業(上限5万円) ※対象事業に係る経費の1割は自己負担	福岡市社会福祉協議会 総務課 TEL：751-1121 FAX：751-1509
●ご近所お助け隊支援事業	対象 地域で結成された生活支援ボランティアグループ（ごみ出しや電球交換、草取りや買い物支援など、日常のちょっとした住民の困りごとを解決する活動を行うグループ） 要件 ・概ね自治会・町内会単位以上を活動範囲とする団体 ・活動区域内の施設や個人宅等に特定の活動拠点がある団体 ・依頼者がボランティアへ相談・連絡ができる体制がとられている団体（活動拠点にボランティアを配置する、常時対応できる電話番号がある など） ・校区社協と連携した活動ができる団体 ・助成金交付に必要な書類（収支に関する書類等）を提出できる団体	支援内容 ○生活支援ボランティアグループの立ち上げ費用や運営費用を助成。 【新規立ち上げ費用助成】 立ち上げから1年未満の団体に対し、新規立ち上げにかかる費用の一部を助成。 上限額：校区単位100,000円、町内単位25,000円（複数町実施加算15,000円） 【運営体制強化費用助成】 運営体制の強化に必要な費用の一部を助成。 上限額：校区単位60,000円、町内単位15,000円（複数町実施加算10,000円） ※2年目以降は上限額を逡減 ※詳細はお問い合わせ下さい。	＜各区社協事務所＞ 東区社協事務所 TEL：643-8922 FAX：643-8923 博多区社協事務所 TEL：436-3651 FAX：436-3652 中央区社協事務所 TEL：737-6280 FAX：737-6285 南区社協事務所 TEL：554-1039 FAX：557-4068 城南区社協事務所 TEL：832-6427 FAX：832-6428 早良区社協事務所 TEL：832-7383 FAX：832-7382 西区社協事務所 TEL：895-3110 FAX：895-3109 福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL：791-6339 FAX：713-0778

<p>●福岡市母子福祉会芙蓉基金ひとり親家庭等福祉振興事業助成事業</p>	<p>対象 市内の社会福祉分野の団体等（当事者団体、ボランティア団体、地域団体、教育・研究機関団体、その他ひとり親家庭等を地域で支える取組みを行う団体等）</p>	<p>支援内容 ○当事者や住民が中心になって取り組むひとり親家庭等を支える地域づくりに資する事業およびその調査・研究事業に係る経費の一部を助成 ○当事者や住民が中心となって取り組む事業は単発事業上限10万円・継続事業上限15万円、調査・研究事業は上限30万円 ※助成額は対象事業に係る経費の9割の範囲内 ※継続事業の場合、2年目以降は上限額を逡減 ※詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL：791-6339 FAX：713-0778</p>																		
<p>●認知症カフェ開設支援事業 認知症の人への効果的な支援、認知症の人の家族の介護負担の軽減及び地域住民への認知症の啓発の促進のために、「認知症カフェ」を新たに開設する団体に対して、開設や運営にかかる経費の一部を助成します。</p>	<p>対象 認知症カフェを開設する団体</p> <p>要件 原則として、月1回以上開設し、1回当たりの開設時間は2時間以上とすることや認知症の人やその家族などからの相談に対応できる人員を1名以上配置すること（福岡市から人員の紹介も可能）一などの条件があります。 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>助成額 補助金は1事業に限り、3年を限度として交付します。 ※詳細は、お問い合わせください。</p> <table border="1" data-bbox="775 835 1481 1025"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th colspan="2">補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新規開設</td> <td>1年目</td> <td>5分の4以内</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>2.3年目</td> <td>2分の1以内</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他（※）</td> <td>1年目</td> <td>5分の4以内</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>2.3年目</td> <td>2分の1以内</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	補助率		補助限度額	新規開設	1年目	5分の4以内	100,000円	2.3年目	2分の1以内	50,000円	その他（※）	1年目	5分の4以内	50,000円	2.3年目	2分の1以内	25,000円	<p>福祉局認知症支援課 TEL：711-4891 FAX：733-5587</p>
事業区分	補助率		補助限度額																		
新規開設	1年目	5分の4以内	100,000円																		
	2.3年目	2分の1以内	50,000円																		
その他（※）	1年目	5分の4以内	50,000円																		
	2.3年目	2分の1以内	25,000円																		
<p>認知症コミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード®」講座</p> <p>認知症の人に優しさを伝えるケア技法「ユマニチュード」について、地域や企業、児童生徒等を対象として開催する講座に、市独自の講師を派遣します。</p>	<p>対象 福岡市にお住まいの方、通勤・通学されている方</p> <p>※小中学校や公民館・自治会などの地域団体、企業、高等学校・大学等。 その他、地域の方が参加できるオープンな形での実施であれば相談可能。</p>	<p>支援内容 地域や企業、児童生徒等を対象としてユマニチュード講座を開催する際に講師を派遣します。</p> <p>（費用負担について） 参加費用：無料 講師への謝金は市が負担します。</p>	<p>福祉局 ユマニチュード推進課 TEL：707-3117 FAX：733-5587</p>																		
<p>●福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金 本市に居住する生活困窮者に対する支援活動のうち、物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの増大による事業量や活動経費の増加が認められる支援活動に対して、その経費の一部を補助します。</p>	<p>対象 福岡市内に事業所を有する特定非営利活動法人等</p> <p>要件 福岡市内で生活困窮者への支援活動に取り組んでおり、これまでに活動実績がある団体であること等 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>補助対象経費 補助対象事業の実施に要する経費のうち、生活困窮者へ配布するための食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費等 ※補助額等詳細はお問い合わせください。</p>	<p>福祉局生活福祉課 TEL：711-4553 FAX：733-5914</p>																		

＜その他＞

名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
<p>●スポーツ推進委員制度 地域団体等の希望に応じ、スポーツ推進委員がスポーツ・レクリエーション活動の支援を行います。</p>	<p>対象 自治協議会、公民館、各種団体などによるスポーツ・レクリエーション活動</p>	<p>支援内容 (1) 高齢者などの健康づくり活動の紹介や実技指導 (2) 子どもの体力向上に向けた、幼児、小学生への運動指導 (3) 体力を把握するための体カテスト実施支援 (4) ニュースポーツなどの紹介と実技指導 (5) スポーツ・レクリエーションの大会・イベントの支援</p> <p>スポーツ推進委員とは、「スポーツ基本法」に基づき、市が委嘱している非常勤の特別職公務員です。福岡市では各校区に原則2名配置し、地域のスポーツ・レクリエーションの普及振興のために活動しています。</p>	<p>(1) 制度について 市民局スポーツ推進課 TEL：711-4657 FAX：733-5595</p> <p>(2) 具体的な支援依頼など 各校区のスポーツ推進委員 ※各校区のスポーツ推進委員は、スポーツ推進課又は公民館が把握しています。</p>
<p>●消費者教育出前講座 消費生活に関する必要な知識の普及を図る各種講座を開催します。</p>	<p>対象 地域団体等</p>	<p>支援内容 職員を講師として派遣し、次の講座を開催します。</p> <p>(1) 『知って防ごう！消費者トラブル』 消費生活相談の概要、最近の悪質商法の手口と対処法、インターネットに潜む危険、インターネットを通じた詐欺や悪質商法、ネット通販の注意点（架空請求・点検商法など希望のテーマに沿った内容の講座）</p> <p>(2) 『家庭で起こる製品事故にご注意！』 家電製品が原因となる発火・発煙など、家庭で起こる製品事故や事故を防ぐための安全な使用方法など映像を交えたわかりやすい講座</p> <p>(3) 『防げる事故から子どもを守ろう！』 乳幼児に多い誤飲や水回りの事故など、事例を交えた注意点等についての講座</p>	<p>市民局消費生活センター TEL：712-2929 FAX：712-2765</p>
<p>●消費生活センター研修室の貸出 消費生活センターの「くらしの研修室」を、希望される消費者団体等の方に貸し出します。</p>	<p>対象 安全で安心できる消費生活の実現を図ることを目的に、福岡市民を主体として活動する消費者団体等の方</p> <p>要件 ・安全で安心できる消費生活の実現を図ることを目的とする団体の会議、学習会等での利用。 ※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>支援内容 消費生活センター「くらしの研修室」を無料で貸し出します。 ・利用時間：平日の9時から17時まで ・利用人数：25人以内</p>	<p>市民局消費生活センター TEL：712-2929 FAX：712-2765</p>

<p>●福岡市日本語教室補助金</p>	<p>対象者 福岡市において、広く外国人を対象としたボランティアによる日本語教室を主催する団体 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>補助対象事業 ボランティアによる日本語教室（要件） ①週1回程度かつ月2回以上開催し、1回あたりの開催時間は60分以上であること。 ②学習者の概ね半数以上は、福岡市内に在住し、通勤し又は通学している者であること。</p> <p>補助対象経費 ①オンライン環境整備費用 ②研修受講費用 ③教室実施に係る費用 ④託児サービス利用費用</p> <p>補助率 補助対象経費の2分の1</p> <p>補助金額上限 補助対象経費①～③計8万円※ 補助対象経費④10万円 ※事業開始時期に応じて異なる。詳細はお問い合わせください。</p>	<p>総務企画局多文化共生課 TEL：711-4022 FAX：733-5597</p>
<p>●ボランティア派遣</p>	<p>利用対象団体 ・福岡市又は福岡市の外郭団体 ・自治協議会等又は福岡市において営利を目的としない国際交流事業等に携わっている団体(自治協議会等:自治協議会及び自治協議会を構成する各種団体) ・その他、当財団が必要と認めるもの</p> <p>要件 ①申込みは原則として活動日の2週間前(複数人数の場合はできるだけ早めに) ②ボランティアの活動にかかる交通費、消耗品費等の実費相当額として1人1回あたり2,300円(税込み)を申請者が負担する。※希望言語の登録者がいない、日程調整がつかないなど、対応できない場合もある。</p>	<p>・日本語から外国語又は外国語から日本語への通訳・翻訳 ・地域住民と外国人との交流支援やイベント補助により、外国人支援に関する事業等の企画・運営の支援 ・その他、災害時外国人支援など、状況に応じて財団が必要と判断する活動</p>	<p>(公財)福岡よかトピア 国際交流財団 多文化共生課 TEL：262-1744 FAX：262-2700</p> <p>※詳しくは、財団ホームページ参照 (https://www.fcif.or.jp/volunteer-bank/volunteerbank/)</p>

<p>●ホームステイ・ホームビジット</p>	<p>対象者 (1) 福岡都市圏の大学、短期大学、または語学学校等に在籍する留学生であることを証明できる人。 (2) 日本国内に身元保証のできる団体がある留学生。</p> <p>要件 ①国際交流を目的としない、宿泊のみを目的とした利用は不可。 ②ホストファミリー宅での宿泊や食事は無料で提供されるが、交通費、電話代、外出先での食事代などは利用者の自己負担。 ③交流期間中に事故や損害が発生しても、財団及びホストファミリーは責任を負わない。</p>	<p>内容 留学生が日本人の家庭に滞在・訪問することを通して、お互いの文化や習慣を理解し、交流を深めることを目的に以下の2種類で実施。利用申込みに基づき、当財団の登録ホストファミリーを紹介する。</p> <p>①ホームステイ：家庭での宿泊を伴う交流形態。受入の期間は原則1週間以内。 ②ホームビジット：宿泊をしないで交流を行う形態。交流期間は原則として3ヵ月間以内。 ※①と②の詳細はホームページ参照。 https://www.fcif.or.jp/event/homestay/</p> <p>※当財団のホストファミリーは、国際交流に関心を持ち、この制度に賛同してボランティアで外国人に日本の生活を体験する機会を提供していただく福岡都市圏の一般家庭。詳細はホームページ参照。 https://www.fcif.or.jp/volunteer-bank/host-family/</p>	<p>(公財)福岡よかトピア 国際交流財団 多文化共生課 TEL：262-1744 FAX：262-2700</p> <p>※詳しくは、財団ホームページ（左記）参照。</p>
<p>●国際交流活動助成事業</p>	<p>対象者 福岡都市圏に活動基盤を有し、福岡市民の国際交流、国際理解、国際協力、多文化共生社会の実現等（以下、「国際交流等」という。）に資する活動を行う団体・個人。</p> <p>対象事業 1. 国際交流等事業 ア 福岡都市圏において実施され、市民の国際交流等に寄与する事業 イ 海外において実施される市民の国際交流等に寄与する事業 ※その他詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>助成金額 1. 2以外の事業 助成対象経費の5割以内で、1件当たり20万円まで 2. 講演会、研修等の事業 助成対象経費の5割以内で1件当たり10万円まで</p>	<p>(公財)福岡よかトピア 国際交流財団 多文化共生課 TEL：262-1744 FAX：262-2700</p> <p>※詳しくは、財団ホームページ参照 (https://www.fcif.or.jp/money/subsidy/)</p>

<p>●出前講座 市職員が地域に伺い、市の取り組みや暮らしに役立つ情報を分かりやすく説明します。</p>	<p>対象 市内に在住するか、通勤・通学するおおむね10人以上で構成された団体・グループ</p>	<p>支援内容 「安全・安心」「ごみ・環境」など13ジャンル約200の講座を取りそろえ、各講座の担当課が出前講座を開催。開催時期は6月～翌年3月。講師料、交通費など講座にかかる費用は無料ですが、会場は申し込む団体で準備してください。 ※詳細は、各区役所や情報プラザ（市役所1階）などで配布している「福岡市出前講座テーマ集」か市ホームページをご覧ください。 (https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/kocho/opinion/demaekouza/demaekouza.html)</p>	<p>市長室広聴課 TEL：711-4067 FAX：733-5580</p> <p>※出前講座は直接各申込先へご連絡ください。</p>
<p>●NPOが実施する出前講座 NPOの取り組みや暮らしに役立つ情報をNPOのスタッフが訪問してお話します。</p>	<p>対象 市内に在住、勤務又は在学する概ね10人以上で構成された団体</p>	<p>支援内容 「防災・防犯」など8つのテーマ、28の講座を用意しています。講師料など詳細は市共働推進ポータルサイトをご覧ください。 (https://kyodo.city.fukuoka.lg.jp/)</p>	<p>市民局市民公益活動推進課 TEL：711-4283 FAX：733-5768</p>
<p>●歳末たすけあい募金配分事業「社会的課題支援事業」</p>	<p>対象 市内で社会的課題（ひきこもり、不登校の青少年、中国帰国者、児童虐待、在日外国人、DV被害者、ヤングケアラー）の解決に取り組んでいる団体（当該事業年度12月1日現在、発足後1年以上を経過し、月1回以上の活動実績がある団体）</p>	<p>支援内容 ○歳末時期(12月1日～1月31日)に行われる交流会や学習会等の交流を目的とした活動の経費の一部を助成 ※詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL：791-6339 FAX：713-0778</p>
<p>●市民活動保険制度 公益的な活動に参加する市民・指導者を対象とした保険制度です。</p>	<p>対象となる活動 ○福岡市内の自治会・町内会、自治協議会、または5人以上の市民により組織され、活動の拠点が福岡市内にある団体が、継続的・計画的に行う公益的な活動 ※ただし、文化・スポーツ活動は、自治会・町内会、自治協議会が主催・共催する活動のみ対象 ○公民館が主催で行う活動 ※NPO法人などの法人が行う活動は対象外。ボランティア団体の場合、活動内容によっては対象となる場合がありますため、詳細はお問い合わせください。</p>	<p>保障内容 (1)賠償責任 ・対人 1人6,000万円まで 1事故3億円まで ・対物 1事故300万円まで ・受託物 1事故300万円まで (2)傷害（1事故1人あたり） ・死亡 500万円 ・後遺障害 程度により死亡保険金の4～100% ・入院 1日3,000円(180日を限度) ・通院 1日2,000円(90日を限度) ・手術 手術の程度に応じた定額 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>東区地域支援課 TEL：645-1041 FAX：645-1042 博多区地域支援課 TEL：419-1048 FAX：434-0053 中央区地域支援課 TEL：718-1061 FAX：714-2141 南区地域支援課 TEL：559-5076 FAX：562-3824 城南区地域支援課 TEL：833-4064 FAX：822-2142 早良区地域支援課 TEL：833-4416 FAX：851-2680 西区地域支援課 TEL：895-7036 FAX：882-2137</p>

<p>●落書き消し活動支援 市民団体等が自主的に行う落書き消し活動に対し、落書き消しに必要な溶剤等の物品提供を行います。</p>	<p>対象 自治協議会、自治会、町内会、商店街その他の公共的団体又はNPO法人などで、概ね5人以上で構成される団体</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>支援内容 落書き消し活動に必要な溶剤、たわし、その他物品を提供します。</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>市民局防犯・交通安全課 TEL：711-4054 FAX：711-4059</p>
<p>●福岡市NPO活動推進補助金 市民や企業・団体の皆さまから寄せられた寄付金をもとに、NPO法人が行う公益的な活動へ補助を行うものです。</p> <p>申請期間 R8. 4. 1～R8. 4. 15</p>	<p>対象 定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあるNPO法人</p> <p>※その他の要件については、募集要領をご覧ください。</p> <p>団体要件 (1)ファーストステップ 法人設立年数3年未満 補助上限回数2回 (2)ステップアップ 補助上限回数3回 (3)基盤強化 令和7年1月から12月までに団体指定の寄付の積立がある団体</p>	<p>対象経費等 (1)ファーストステップ ・補助率：補助対象経費の80%以内 ・上限額：10万円 (2)ステップアップ ・補助率： 1回目補助対象経費の80%以内 2回目補助対象経費の70%以内 3回目補助対象経費の60%以内 ・上限額：50万円 (3)基盤強化 ・上限額：令和6年4月から12月までの団体指定の寄付の積立額</p> <p>対象事業 ・地域社会の発展に資すると認められる活動 ・団体の経営基盤の強化につながる活動 ・交付決定の日から翌年3月31日の間に実施される市内での活動</p> <p>募集期間 4月1日～4月15日</p> <p>※詳しくは、市民公益活動推進課までご連絡ください。</p>	<p>市民局市民公益活動推進課 TEL：711-4283 FAX：733-5768</p>
<p>●福岡市共働テーブル NPO等と市の共働をサポートするための窓口です。</p>	<p>対象 NPO法人、ボランティア団体等</p> <p>※個人や、営利を目的とした組織等は除きます。</p>	<p>支援内容 NPO等または市担当課等からの相談や提案を受け付け、関係者が対話を行いながら、地域課題の解決に向けて、最適な形で共働できるよう、市民公益活動推進課が共働促進アドバイザーと協力しながらサポートします。</p> <p>※詳しくは、市ホームページをご覧ください。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/kyodo-table/kyodo-table.html</p>	<p>市民局市民公益活動推進課 TEL：711-4283 FAX：733-5768</p>

